

減免制度のおしらせ

世帯の総収入額が、離職や病気など特別な事情により減少した時、家賃の減免申請をすることにより家賃の負担が下がることがあります。

住宅家賃の減免にあたっては、入居者全員の現在の収入状況を確認させていただきます。入居者全員の、申請時現在の収入および控除内容などを確認できる証明書類をご用意ください。

減免家賃は、申請書および添付書類を受け付けた日の翌月分から適用し、減免期間は、原則として1年（年度末まで）とします。

なお、家賃の滞納がある場合は、原則として減免できません。

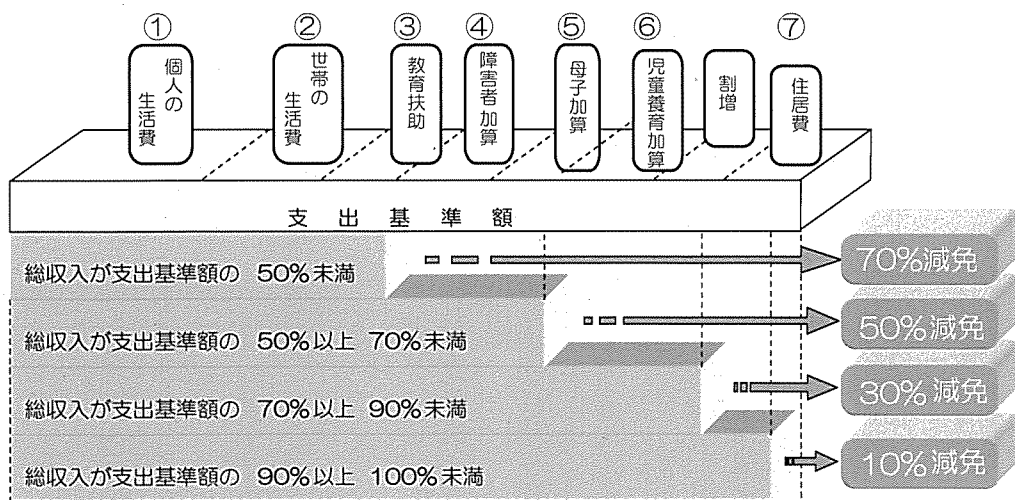
減免が適用されるのは、「家賃階層が1階層（注1）」であり、かつ「世帯の総収入（注2）が、世帯ごとに算定した支出基準額に満たない世帯」です。

減免率は、「支出基準額」と世帯の総収入の割合に応じ、下図のように決定します。

算出方法は裏面の計算書を参照ください。

（注1） 政令月収が、104,000円以下の人を対象です。

（注2） 総収入は、課税収入と非課税収入の合計額です。



支出基準額とは

世帯における標準的な年間生活費の総額を算出したもので、食費などの「個人の生活費」と、光熱水費などの「世帯の生活費」、「教育扶助費」、そして「障害者、母子、児童養育加算」の総額に割増率を乗じたものに「住居費」を加えたものです。

%

